

京都市心身障害者扶養共済事業条例の一部を改正する条例（令和元年11月13日京都市条例第25号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の趣旨を踏まえ、年金受取人の資格の制限に係る措置の適正化等を図ることとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市心身障害者扶養共済事業条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第25号

京都市心身障害者扶養共済事業条例の一部を改正する条例

京都市心身障害者扶養共済事業条例の一部を次のように改正する。

第1条中「心身に障害のある者（以下「障害者」という。）」を「障害者」に改める。

第2条中「この条例」を「扶養共済」に改め、「独立行政法人福祉医療機構法」の右に「（以下「法」という。）」を加える。

第6条第1項中「及び弔慰金」を「，弔慰金及び脱退一時金」に、「市長の」を「その」に改める。

第9条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第9条第2項第2号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

第16条中「独立行政法人福祉医療機構法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)